

会費・入会費規定

1) 会費は次の通り定める。

会則第6条 1. 正会員

保険薬局の開設者または管理薬剤師 毎月 4,000 円 (保険薬局部会 1,000 円含む)

保険薬局以外の開設者 毎月 3,000 円

2. 個人会員 毎月 500 円

2) 入会金は次の通り定める。

但し、入会を希望する者の内、正会員は原則として神奈川県薬剤師会(支部所属会員)、及び横浜市薬剤師会会員でなくてはならない。

会則第6条による 1. 正会員 60,000 円